

山のみち地域づくり交付金林道整備の対応方針

平成20年12月1日

1 対応方針について

福島県内における幹線林道事業は、昭和49年度から飯豊・檜枝岐線、米沢・下郷線の2路線で事業が進められてきたところです。

平成19年度に旧緑資源機構で発生した談合事件を受けて、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年4月1日施行）により緑資源機構が解散したことから、緑資源幹線林道事業も廃止されました。

平成19年度末における本県での整備状況は、全体計画延長146.9kmのうち95.9kmが完成し、8区間51.1kmが残工事区間及び未着手区間として残ることとなりました。

幹線林道事業の残工事区間及び未着手区間については、新たな補助事業「山のみち地域づくり交付金」が創設され、地方公共団体の判断により、必要な区間について実施できることとなりました。

福島県では、残工事区間及び未着手区間について、平成20年度、「山のみち地域づくり交付金」による見直し調査を行ない、関係市町村の意向の確認、関係機関との調整を図り、事業実施の可否等について検討してきました。また、学識経験者3名による検討委員会を開催し、委員会より対応方針が示されたところです。

これを受けて、県は別紙のとおり対応方針を定めました。

なお、事業実施に当たっては、関係市町村からの要望を受け、財政状況も考慮して実施を検討するものとします。

(別紙)

山のみち地域づくり交付金林道整備の対応方針

区 間 名	対 応 方 針	摘 要
一 の 木	事 業 継 続	既存計画どおり整備を実施する。
山 都	休 止	用地交渉が調うまで休止とする。
西 会 津	中 止	既存計画を取りやめる。
新 鶴 ・ 柳 津	事 業 継 続 (規 模 縮 小)	幅員を7.0mから5.0mとする。
昭 和	事 業 継 続 (規 模 縮 小)	開設計画を取りやめ現道舗装とする。 団体営での取り組みとする。
田 島 ・ 館 岩	事 業 継 続 (規 模 縮 小)	幅員を7.0mから5.0mとする。 館岩地区から伊南地区までの開設計画を 取りやめる。
北 塩 原 ・ 磐 梯	事 業 継 続 (規 模 縮 小)	幅員を7.0mから5.0mとする。
下 郷 II	中 止	既存計画を取りやめる。